

報告第1号

債権の放棄に関する報告について

高根沢町債権管理条例(令和3年高根沢町条例第28号)第9条第1項の規定により、債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日

高根沢町長 神林秀治

債 権 の 名 称	放 棄 し た 時 期	放 棄 し た 債 権 の 件 数	放 棄 し た 債 権 の 額	放 棄 し た 理 由
水道料金	令和7年3月31日	40 件 (債務者 18 人)	225,535 円	消滅時効の完成 (条例第9条第1項第5号)